

特集 命を守る防災術

災害から「あなた」と「大切な家族」を守るには

これから、本格的な梅雨を迎え、台風シーズンがやってきます。昨年は本市も、台風第10号により、大きな被害が生じました。いつ、どこで発生するかわからない大規模な地震や津波、台風などの災害から「あなた」と「大切な家族」の命を守るために、日頃から災害に備えましょう。

写真：石川県ホームページから

01 身の回りの災害リスクは？

避難場所、避難経路は防災マップで確認

災害から自分や大切な人の命を守るためには、事前の備えが大切です。災害が起きてから考えても逃げ遅れてしまいます。

危険を感じた時に、すぐ自主的に行動できるよう、防災マップを活用して、自宅周辺の災害リスクや避難場所、避難経路を事前に想定しておきましょう。

市の防災マップには、さまざまな災害における被害を軽減することを目的として、県のシミュレーションを基に、皆さんが安全な行動を取るために必要な情報を掲載しています。



枕崎市防災マップ

★防災マップの活用方法

①自宅の位置を確認

地形の特徴ごとに起こりやすい災害があります。

自宅がある場所は、どのような災害が予想されるのか、地図を見て確認しましょう。自宅のある地域に色が塗られている場合は災害リスクがあるため、特に注意しましょう。

②自宅付近の避難所を確認

自宅に一番近い、災害に合った避難所を地図で確認しましょう。

③避難経路を決める

避難に要する時間や地図だけではわからない危険箇所を把握できるため、実際に決めた経路を歩いて確かめておくとう安心です。

02

逃げ遅れないために

災害の「警戒レベル」と「取るべき行動」を知る

防災情報から状況を正しく把握し、自らの判断でタイミングよく避難行動に移ることができるよう、災害の「警戒レベル」について理解し、避難するタイミングに応じて、最も適切な行動を取れるよう考えておきましょう。

警戒レベル	取るべき行動
警戒レベル1	災害への心構えを高める
警戒レベル2	自らの避難行動を確認
警戒レベル3	「高齢者等避難」危険な場所から高齢者等は避難を開始
警戒レベル4	「避難指示」危険な場所から全員避難
警戒レベル5	「緊急安全確保」生命の危険、直ちに安全確保

警戒レベル4までに必ず危険な場所から避難しましょう

「どこ」に避難するの？

避難所は第一避難所と第二避難所に分類されていますが、台風や大雨(洪水)などが予想される時は第一避難所、地震などの大規模災害や突発的災害、あるいは第一避難所に収容しきれない場合は、第二避難所を開設します。



避難所の場所や空き状況はこちらから確認できます。

通常は「利用停止中」と表示されていますが、避難所を開設した場合「空いています」「やや混雑」「混雑」「満」の4段階で表示されます。

屋外へ出ることが危険な場合は、無理に避難所へ行く必要はありません。自宅が安全で、生活できると判断できた場合、避難所には行かず在宅避難をしましょう。

また、いざという時にどこに集合するのか、どのように連絡を取り合うのかを、家族と話し合っておきましょう。

03

必要なものは備えていますか？

食料品、日用品は余裕を持って確保

大規模な災害が発生すると、被災後の生活が長期間にわたって続く可能性があります。物流やライフラインが1週間以上停止することも想定し、対策を行いましょう。

備蓄・非常用品リスト

- 飲料水 1人1日3リットルが目安
- 食料品 レトルト食品、缶詰など
- 衛生品 マスク、ティッシュ、生理用品、歯磨きセット、携帯トイレ
- 医療品 常備薬、ばんそうこう
- 貴重品 現金、預金通帳、印鑑、健康保険証、マイナンバーカード
- 衣類 下着、靴下などの着替え
- その他 携帯電話、モバイルバッテリー、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、手袋、軍手、ラップ、ビニールシート、ごみ袋

○靴の準備を

災害時にはガラスの破片やがれきが散乱している家の中を避難する必要がありますので、枕元に常備しましょう。できるだけ踏み抜き防止機能付きの靴や、軽量で持ち運びやすい靴を選びましょう。

■災害の種類によって最適な靴が異なります。

- ・地震や避難時…動きやすく、滑りにくいスニーカータイプ
- ・水害時…メッシュ生地など通水性の良い靴(長靴は避ける)

04

家具、家電の転倒対策をする

配置の見直しや固定をする



阪神・淡路大震災では、死者のうち4分の3以上が圧死でした。倒壊した家材や家具に挟まれ、救助が間に合わずに亡くなっています。

能登半島地震でも死因の約4割が圧死となっています。家具の配置や向きを見直し

★家具ごとの対策例

- ・家具や家電を耐震マットや金具で固定する。
- ・ガラス面に飛散防止フィルムを貼る。
- ・収納物が飛び出さないよう解放防止器具を取り付ける。

災害が起こる前に、

空き家対策を！

空き家等を適正に管理しましょう

所有者や管理者の高齢化や遠隔地への居住、経済的な理由などにより、十分な管理がなされていない状態の空き家が目立つようになり、全国的な問題となっています。

●空き家の管理は所有者の責任です！

空き家等はあくまでも個人の財産です。所有者等には管理不全な状態にならないよう、適正に管理する責任があります。

空き家等があるということだけで問題ということではありません。しかし、空き家等の倒壊や、建築資材の飛散、落下などにより近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合、損害賠償など管理責任を問われることがあります。

●災害と空き家について

令和6年1月に発生した能登半島地震では住宅被害が令和7年4月時点で8万棟を上回る被害となりました。倒壊した建物の中には空き家の倒壊被害も報告されています。

●災害時に空き家が倒壊すると…

- ①通行人や近隣住民に被害を及ぼす。
 - ②倒壊により避難路がふさがれ、逃げ遅れや救助、救出の妨げにつながる。
- このほか、復興作業の妨げになる可能性があります。

●危険な空き家にしないために…

- ①定期的な巡回、換気、清掃などを行う。
- ②建物の状態をチェックし、必要に応じて修繕や補強を行う。

補修等をしても外観や構造物が保てない場合は、解体・撤去が必要になる場合もあるため、専門の事業者にご相談することを検討しましょう。

■問合せ 総務課危機管理対策係 TEL76-1086